

道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案

(使用料等)

第8条 利用許可施設を利用しようとする者は、別表に定める使用料又は市規則で定める附属設備使用料(以下これらを「使用料等」という。)を納付しなければならない。

2 使用料等は、利用許可を受ける際、納付するものとする。ただし、別表に規定する加算使用料その他市長が必要と認める使用料等は、利用許可を受けてから市長が指定する期限までに納付することができる。

別表(第8条関係)

(1) 省略

(2) 地域交流施設

利用区分		使用料(1時間につき)	
多目的室1	営利を目的としない場合	基本使用料	800円
	営利を目的とする場合	基本使用料	1,600円
		加算使用料	売上高の30パーセントの額
多目的室2	営利を目的としない場合	基本使用料	800円
	営利を目的とする場合	基本使用料	1,600円
		加算使用料	売上高の30パーセントの額
調理室	営利を目的としない場合	基本使用料	1,250円
	営利を目的とする場合	基本使用料	2,500円
		加算使用料	売上高の30パーセントの額

(3)～(4) 省略

摘要

1～3 省略

4 地域交流施設の加算使用料については、当該施設の1回当たりの利用が1時間を超えるときは、当該1回当たりの売上高を基礎として計算するものとする。

5 広場(屋外ステージを除く。)の加算使用料については、当該施設の1回当たりの利用が1日を超えるときは、当該1回当たりの売上高を基礎として計算するものとする。

6～11 省略

現行

(使用料等)

第8条 温浴施設又は地域交流施設を利用しようとする者は、利用許可を受ける際、別表に定める使用料及び市規則で定める附属設備使用料(以下これらを「使用料等」という。)を納付しなければならない。

2 広場を利用しようとする者は、利用許可を受ける際、使用料等を納付しなければならない。ただし、広場のうち、屋外広場又は芝生広場を営利目的で利用する場合は、利用許可を受けてから市長が指定する期限までに使用料を納付するものとする。

3 販売施設・サービス提供施設を利用しようとする者は、利用許可を受けてから市長が指定する期限までに使用料等を納付しなければならない。

別表(第8条関係)

(1) 省略

(2) 地域交流施設

利用区分		使用料(1時間につき)	
多目的室1	営利を目的としない場合		800円
	営利を目的とする場合		1,600円
多目的室2	営利を目的としない場合		800円
	営利を目的とする場合		1,600円
調理室	営利を目的としない場合		1,250円
	営利を目的とする場合		2,500円

(3)～(4) 省略

摘要

1～3 省略

4～9 省略